

三春コーポラティブ住宅地区

／建築協定に定められた建築物等に関する基準の概要

項 目	協 定 基 準
敷地面積	250㎡以上
地盤面の高さ	前面道路の側溝の上端から1.5m以下
擁壁	前面道路の境界線から3分（約73度）以内
垣・柵等の構造及び高さ	高さ0.6mを超える部分は生垣又は金網等開放性のあるものとし、敷地の地盤面から高さ1.8m以下とする。建築制限部分は生垣とする。
外壁の後退距離	一般部 1.5m以上 出窓部 1.0m以上 建築制限部分 5.0m以上
構造	木造
用途	専用住宅
便所	水洗式とする。
屋外広告物	設置しないこと。
附属施設	建築制限部分以外に建築すること

注) 上記は、協定内容の概要をまとめたものです。詳細については、協定書を確認してください。